

政府は第五十議會に於て治安維持法を通過せしめんとしてゐる、該法案は曾て民衆の熾烈なる反對に一時委を没したる彼の過激社會運動取締法案の別名に他ならぬ。

爾後未だ幾何もなくしてかゝる悪法案の復活あるは、只に憲政擁護の美名に民衆を糊塗化し、政權を獲得したる護憲三派の裏切的意圖のみにあらずして、頑迷無智なる反動的精神に基、壓迫政治の象徴である。假へ法文の中に如何に異れる條文の存すと雖も、其運用に於ては過去の治安法適用が民衆を苦めしと何等の異なるなく、其結果は更に酷烈無道である。之は強壓に依る禁働階級の不常なる強壓であり社會正義より見てゆるすべからざる暴法である。今や日本の労働組合が益々堅實なる發達を遂げんとしつつある時該法案の議會を通過するは、徒らに労働階級をして所謂惡化せしむるものであつて、此意味に於ても斷乎として、反對せざるを得ぬものである。

更に労働組合法案を以て労働組合をして、警察の指揮命令下に隷屬せしめ、以て労働組合の自主的活動を抑壓せんとするが如き、亦労働争議調停法案なるものを制定して、労働階級の罷業權を侵害し、正常なる労働條件の維持改善運動を壓迫し資本家に有利ならしめんとしつゝある。斯の如き労働階級の自由なる活動を壓迫せんとする悪法は、悉く日本の社會狀態を危機に導き、其健全なる進歩發達を阻害するものである。

政府が、一方に於て進歩的政策の樹立聲明し他方に於てかゝる悪法を提出成立せしめんとするは、其確立法に關する政府の態度の矛盾撞着を暴露するものに非ずして何ぞ、我等組織労働者は日本労働階級の名に依て斷乎として反對し、徹底的に排撃するものである。

右 決 議 ス

大正十四年二月

惡法案反對同盟
都下全労働組合